

# 経済の規制緩和と司法判断

渡部高明\*・福田直\*\*

## The Deregulation in Economy and the Judicial Judgement

Takaaki Watabe and Naoshi Fukuda

### Abstract

Today, the economical dull tone and confusion are becoming serious state. And the deregulation in economy ask for a large conversion to various fields.

So, firstly, in this paper I want to consider that the constitution presents what kind of principle to the economical legislation, which regulates or promote the economic activities. Secondly, I want to consider the basic thought about deregulation in the economy. And thirdly, I want to consider how the judicature judges the law of the deregulation in the constitution. I think that these consideration must be important in considering today's economical state legally.

**Keywords:** deregulation, constitution

一 はじめに

二 経済立法への憲法原則

三 規制緩和の考え方

四 規制緩和と司法判断

五 おわりに

### 一 はじめに

今日の経済の低迷と社会の混乱は深刻な状況となりつつある。また、経済の規制緩和は様々な分野に大きな転換を迫っている。そうした状況の下において、まず経済を規制あるいは促進する経済立法に憲法はどのような原則を提示しているのだろうか。次に、経済の規制緩和の考え方は法的にはどのようにとらえることができるのか。さらに、規制緩和に対してどのような基準で司法判断することが妥当なのであろうか。これらの検討は、今日の経済状況を法的にとらえる上で重要な事項であると考えている。

### 二 経済立法への憲法原則

日本国憲法は、29条で私有財産性を採用し、わが国が資本主義経済体制を取ることを裏づけているが、それは必然的に市場経済秩序を形成することを憲法上の要求とするものである。

そして、市場経済が十分に機能するための自由として、スウェーデンの Ulf Bernitz 教授の説によれば、次の5つが指摘されている<sup>(1)</sup>。① 開業の自由があること。② 競争の自由があること。③ 消費の自由があること。④ 契約の自由があること。⑤ 結社の自由があることである。

これを日本国憲法の規定からみると、①の開業の自由については、22条の職業選択の自由は「その職業を行う自由（営業の自由）をも含む」（宮沢俊義）と説かれ、判例も「職業選択の自由を保障すると言う中には、広く一般に、いわゆる営業の自由を保障する趣旨を包含しているものと解すべきであり」<sup>(2)</sup>としている。④

平成10年10月16日受理

\* 八戸工業大学第二高等学校・教諭

\*\* 総合教育センター・教授